興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十七条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　（略）

（法第四十条第一項の指定法人の要件）

第十七条　法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定復興推進計画に定められた復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）のみを実施する法人であって、当該認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域（法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域のうち、法第三十七条第一項の政令で定める区域に該当する区域をいう。）の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。）第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度（第十号において「積立て年度」という。）において前号に規定する特定復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（第十号において「事業所」という。）（区域外特定事業所を除く。）を有するものであると見込まれること。

復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十七条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　（略）

（法第四十条第一項の指定法人の要件）

第十七条　法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定復興推進計画に定められた復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）のみを実施する法人であって、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域（法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域であって、その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が法第二条第三項第二号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。）第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度（第十号において「積立て年度」という。）において前号に規定する復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（第十号において「事業所」という。）（区域外特定事業所を除く。）を有するものであると見込まれること。

三　次のイ又はロに該当するものであること。

イ　指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者若しくは同項第九号に規定する農業協同組合等（以下イにおいて単に「農業協同組合等」という。）又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ　（略）

四～九　（略）

十　区域外事業所（第一号に規定する特定復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ～ト　（略）

2　（略）

（削る）

三　次のイ又はロに該当するものであること。

イ　指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第八項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第四項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ　（略）

四～九　（略）

十　区域外事業所（第一号に規定する復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ～ト　（略）

2　（略）

（法第四十一条第一項の指定事業者の要件）

第二十条　法第四十一条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　指定（法第四十一条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業